

# 生活道路 川下地区の身近な狭い生活道路の改善整備を進める制度

## 「川下地区生活道路整備要綱」

生活道路は、日常生活において良好な住環境を確保し、地震や火災などの災害時の避難路や消防・救急活動において大切な役割を担っています。しかし、川下地区では、狭い生活道路が多くあり、災害時の避難や消防・救急活動に支障をきたしています。そこで、生活環境の改善を図るため「川下地区生活道路整備要綱」に基づいて、住民の皆さまとともに狭い生活道路を広げる制度を設けています。



まずは・・・

**1** 「狭い生活道路を広げる方法」について、地域の方々と話し合うことで、広げたい道路の位置や整備後の道路幅について意見をまとめましょう。

例えば・・・ 市に「狭い生活道路を広げる方法」についての出前講座を依頼する



地域の方々に呼びかけ、「狭い生活道路を広げる方法」の勉強会を開催する

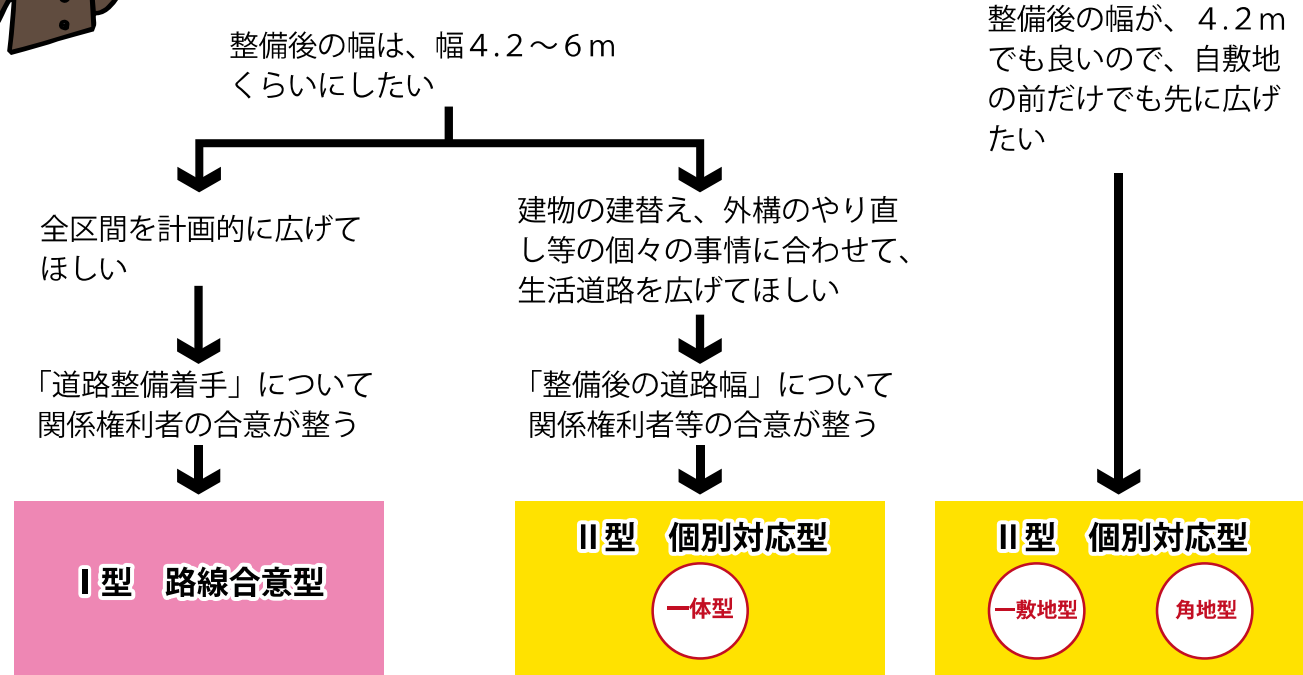
対象となる道路の沿線の関係権利者等で「狭い生活道路を広げる方法」について意見をまとめる

「狭い生活道路を広げたい…」  
「緊急車両が入れるくらいの道路幅にしたいものだが…」

道路は1人の力では広がらないのでは…



**2** 関係権利者等で、狭い生活道路を広げる方法（広げる区間、整備後の道路幅、整備時期）について意見をまとめましょう。



### 整備の仕組み

|                    | Ⅰ型 路線合意型                                                  | Ⅱ型 個別対応型                   |         |                                          |
|--------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------|---------|------------------------------------------|
|                    |                                                           | 一体型                        | 一敷地型    | 角地型                                      |
| 対象とする生活道路          | 川下地区内の市が管理する道路                                            |                            |         |                                          |
| 現況の道路の幅            | 6メートル未満                                                   | 1. 8メートル以上4メートル未満          |         | 1. 8メートル以上4メートル未満の道路における角地に係る後退用地及び隅切り用地 |
| 整備条件               | 起点または終点の一方が幅4メートル以上の道路と、もう一方が幅 1.8メートル以上の道路と接続している道路の交差点間 | 他の道路と2箇所以上接続した交差点間         | ――      |                                          |
| 整備後の道路の幅           | 4.2メートル以上6メートル以下                                          |                            | 4.2メートル | 4.2メートル及び付随する隅切り                         |
| 用地の確保              | 市が測量・設計を行い、ルートを確認後、道路用地として買収                              | 市が後退用地を道路用地として買収（隅切り用地を含む） |         |                                          |
| 門・塀、庭木等の除却・移設等     | 市が補償                                                      |                            |         |                                          |
| 家屋、車庫、倉庫等の除却・移設等   | 市が補償                                                      | 補償対象外                      |         |                                          |
| 測量・分筆・登記、道路整備・維持管理 | 市が実施                                                      |                            |         |                                          |

## I 型 路線合意型整備

### 手続きの流れ

関係権利者

岩国市

沿線の関係権利者の皆さまが同意いただくと  
計画的に道路を広げることができます

#### 1 関係権利者による申出

起点又は終点の一方が幅 4m 以上の  
道路と、もう一方が幅 1.8m 以上の  
道路と接続していることが条件です



#### 2 事前協議 ※必要書類 □ 事前協議書

#### 3 現地調査

#### 4 路線全体の関係権利者の合意（道路幅の仮確定）

#### 5 概略設計

#### 6 実施に向けた関係権利者の合意（道路幅・ルート確定）

#### 7 申請 ※必要書類 □ 用地提供申請書 □ 同意書 □ 委任状等

#### 8 詳細設計

#### 9 分筆・登記

#### 10 支障物件の除却 移設等

#### 11 補償費の支払い

#### 12 道路整備・維持管理

整備の対象路線

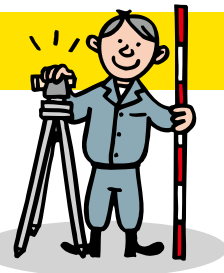
イメージ図

幅 4m 以上の道路  
との交差点

幅 1.8m 以上の道路との交差点

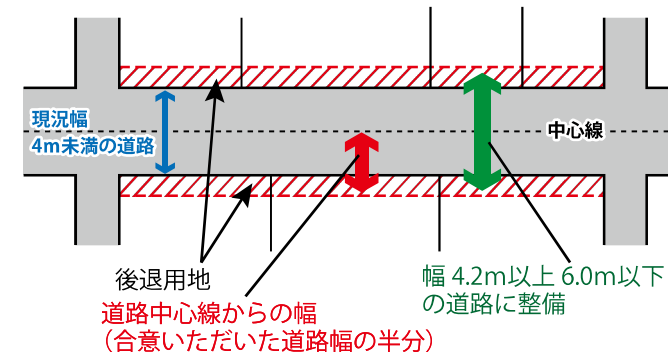
## II 型 個別対応型整備

個々の関係権利者等の申請に基づき、  
道路を広げることができます



### 一体型

イメージ図

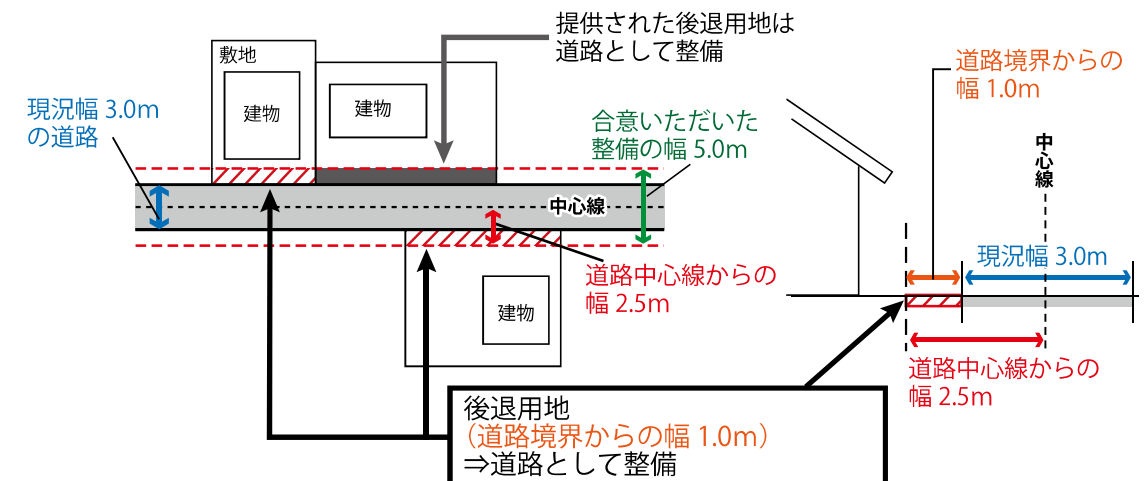


整備の対象路線

交差点

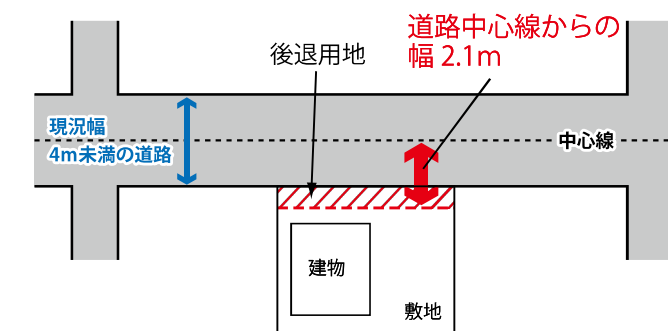
他の道路と 2 箇所以上接続  
していることが条件です

例えば・・・ 現況幅 3.0m の道路を幅 5.0m に広げる場合



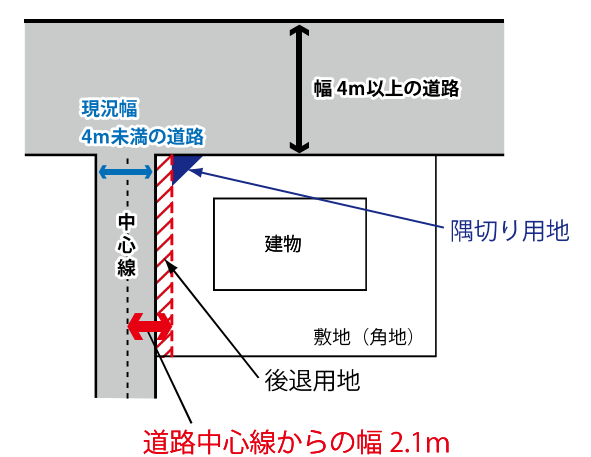
### 一敷地型

イメージ図



### 角地型

イメージ図



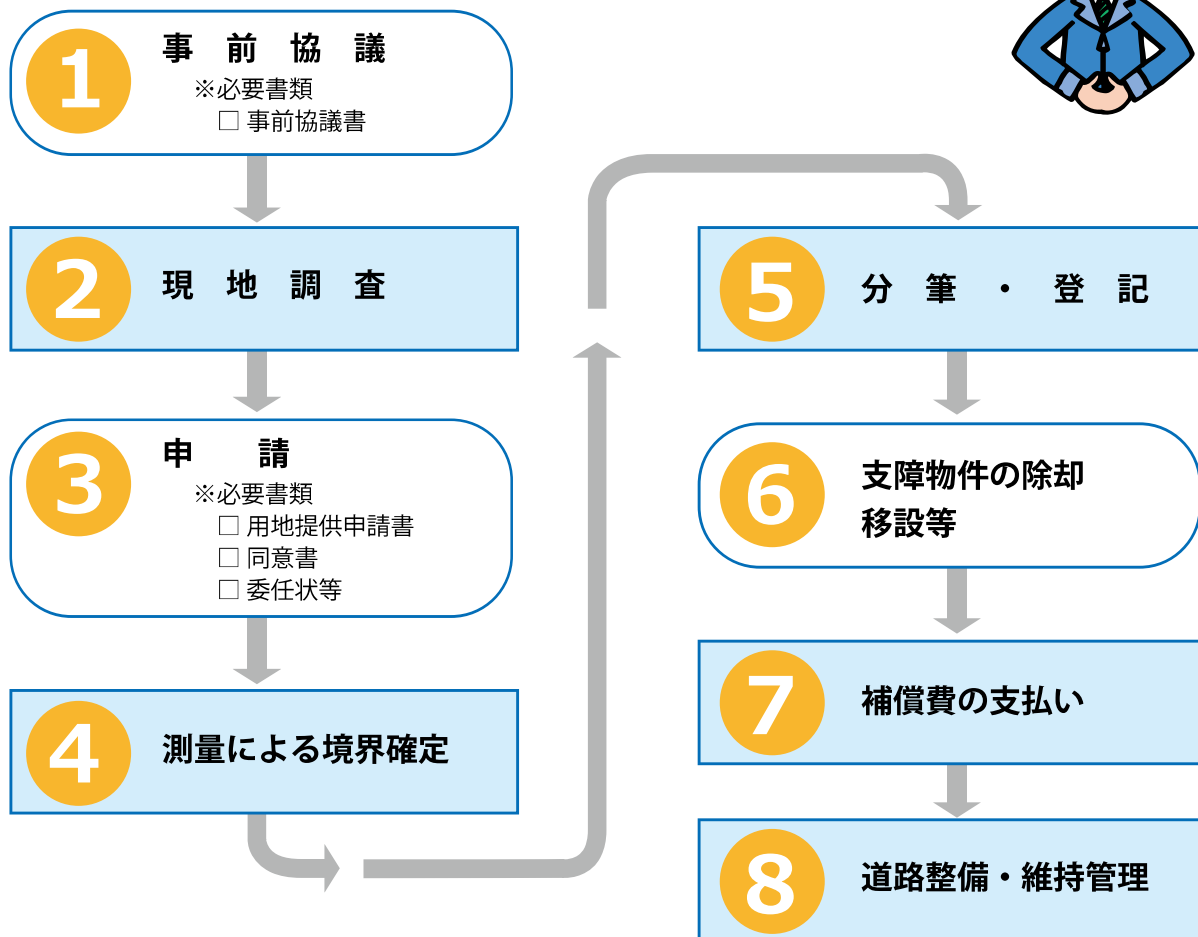
## II型 個別対応型整備

ご協力よろしく  
お願いします

手続きの流れ

建築主  
関係権利者

岩国市



申請に必要な書類は、市（拠点整備推進課又は道路課）窓口にあります。

※事務の取り扱いを定めた「川下地区生活道路整備要綱」は、市ホームページでも、ご覧になれます。

ホームページはこちら

岩国市ホームページ  
(トップ)

くらしの情報  
都市計画・土地・住宅・建築・公園

川下地区まちづくり計画  
▶ 狭あい道路整備事業(川下地区)

<http://www.city.iwakuni.lg.jp>

### 地区計画 に関するお問い合わせ

岩国市 都市開発部 都市計画課

TEL : 0827-29-5161 FAX : 0827-24-4207

E-mail : toshikei@city.iwakuni.lg.jp

### 生活道路 に関するお問い合わせ

岩国市 都市開発部 拠点整備推進課

TEL : 0827-29-5163 FAX : 0827-24-4207

E-mail : kyoten@city.iwakuni.lg.jp